役員の利益相反等防止のための自己申告等に関する規程

（目的）

第1条　本規程は、特定非営利活動法人こどもの里（以下「当団体」という。）の倫理規程第７条に基づき、役員の利益相反等についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条　本規程は、当団体の役員に適用する。

（就任時等の自己申告）

第3条　役員は、就任又は再任後に遅滞なく、自らが特定非営利活動促進法第 20 条各号に定める欠格事由に該当する者でないことを、理事長又は事務局長に書面で申告するものとする。

2. 前項、次条及び第５条の規定により申告する場合において、申告者が理事長のときは、事務局長を申告先とし、申告者が理事である事務局長のときは、理事長を申告先とする。

（兼職等の自己申告）

第4条　役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当団体以外の団体の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に理事長又は事務局長に、書面でその旨を申告するものとする。

2. 本条及び次条に定める申告は、その申告事項が生じたときのほか、その早期発見のため、定期的に行うものとする。

（利益相反行為の制限及び自己申告）

第5条　役員は、当団体の実施する事業について、役員、従業員その他の利害関係者に対し、特別な利益を与える行為を原則として行ってはならない。

2. 役員は、やむを得ない理由により前項に該当する可能性のある行為をする場合には、事前に理事長又は事務局長に、書面でその旨を申告するものとする。

（申告の受付）

第6条　前３条の規定に基づく申告を受けた理事長又は事務局長は、申告内容の確認及び調査を行い、その内容が欠格事由又は利益相反行為に該当すると認められるときは、監事と協議の上、理事会に付議する。

3. 前項において、申告者が監事である場合は、前項中「監事」とあるのは「申告者以外の監事」と読み替える。

（理事会の決議）

第7条　前条の規定により理事会に付議された場合において、理事会は、次に定める対応を議決す

るものとする。

⑴　申告内容の承認（ただし、法令に違反する内容について承認することはできない。）

⑵　特定非営利活動促進法第 17 条の 4 に定める対応

⑶　利益相反の防止又は適正化のために必要な措置の実施

2. 前項に定める議決について、申告者その他特別の利害関係を有する者は、その議決に加わることができない。

（申告内容及び申告書面の管理）

第8条　本規程に基づいて行われた申告に係る書面は、事務局にて管理する。

（改廃）

第9条　本規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議により行う。

附則

1. 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に定める事項（利益相反行為に該当しないものが明らかなものを除く。）で、本規程の施行日より前に生じたものについては、あらかじめ理事会の承認を受けていた場合に限り、本規程に定める手続を正当に経たものとみなす。
2. 本規程は、令和 6 年 2 月 27 日から施行する。